⑹　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第12号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年５月８日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　縄田　　正

１．長野道・中央道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和８年５月11日から令和８年12月４日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
・中央自動車道長野線の岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	・中央自動車道西宮線の諏訪南ＩＣから伊那ＩＣまでの各ＩＣ、飯田山本ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ
・中央自動車道西宮線の伊北ＩＣ、伊那ＩＣ、飯田山本ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ	・中央自動車道西宮線の諏訪湖スマートＩＣから諏訪南ＩＣまでの各ＩＣ ・中央自動車道長野線の岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ
・中央自動車道西宮線の諏訪湖スマートＩＣから諏訪南ＩＣまでの各ＩＣ	・中央自動車道西宮線の伊北ＩＣ、伊那ＩＣ、飯田山本ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ ・中央自動車道長野線の岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．中央道集中工事に伴う料金調整の実施について㋐

⑴　料金の調整を行う自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）を流出又は流入する全自動車。

ただし、中央自動車道富士吉田線の八王子ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という。）から河口湖ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道西宮線の大月ＪＣＴから小牧東ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道長野線の岡谷ＪＣＴから安曇野ＩＣまでの各ＩＣ、中部横断自動車道の双葉ＪＣＴから六郷ＩＣまでの各ＩＣ及び首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川ＩＣから八王子ＪＣＴまでの区間を流出又は流入する自動車に限る。

⑵　料金調整額等

第一東海自動車道の東京ＩＣと各ＩＣ相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣと各ＩＣ相互間の料金の額と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年５月11日から令和８年５月30日まで。

⑷　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．中央道集中工事に伴う料金調整の実施について㋑

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年５月11日から令和８年５月30日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道富士吉田線の府中スマートＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道富士吉田線の調布ＩＣから国立府中ＩＣまでの各ＩＣ
中央自動車道富士吉田線の調布ＩＣから国立府中ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道富士吉田線の府中スマートＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。